

## 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園第3期中期目標・中期計画 対照表

(主務府省：厚生労働省)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成25年3月1日 厚生労働大臣 田 村 憲 久</p> <p>第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下、「整</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成25年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標（第3期）を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画（第3期）を定める。</p> <p>平成25年3月29日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理 事 長 遠 藤 浩</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条に規定する業務を効率的かつ効果的に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下、「整</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>理合理化計画」という。)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)等の既往の閣議決定等に示された政府方針、並びに「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告。以下「勧告の方向性」という。)に基づく取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行うことにより、全体として人員・コストを縮減すること。</p> <p>また、整理合理化計画、見直しの基本方針及び勧告の方向性等を踏まえた給与水準の適正化等について、引き続き取り組むこと。</p> <p>さらに、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p>	<p>理合理化計画」という。)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等の既往の閣議決定等に示された政府方針、並びに「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告。以下「勧告の方向性」という。)に基づく取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>① 組織体制</p> <p>年々高齢化、機能低下が進む重度知的障害のある施設利用者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うとともに、勧告の方向性で示された新たな事業への取組などのため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。</p> <p>また、地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行い、全体として人員・コストを縮減することとし、常勤職員数については、平成29年度末までに期首(25年度当初)に比較して13%を削減する。</p> <p>さらに、サービスの質の低下を招くことがないよう有用な人材の育成・確保を図る。</p> <p>② 給与水準の適正化</p> <p>ア 給与の水準については、のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況を踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> <p>整理合理化計画及び勧告の方向性等に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンスについて更に充実・強化を図ること。</p> <p>その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることとする。</p>	<p>を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p> <p>イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。</p> <p>③ 人事配置</p> <p>職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。</p> <p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> <p>① 内部統制・ガバナンスへの取組</p> <p>役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制・ガバナンスについて、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。</p> <p>その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にすることとする。</p> <p>② 内部進行管理の充実</p> <p>各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。</p> <p>③ リスク回避・軽減への取組</p> <p>のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るた</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減            一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。〉）について、中期目標期間の最終年度（平成29年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）と比べて16%以上節減すること。            なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。</p>	<p>め、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取組を進める。</p> <p>④ 業務内容の情報開示等            のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行うとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施            随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。</p> <p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>① 経費の節減            中期目標に基づく業務運営の効率化に伴う経費節減16%以上を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定。以下、「随意契約等見直し計画」という。）等に基づく合理化に取り組む。            なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保            ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。            また、地方自治体等の研修事業などを積極的に受託する。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。</p> <p>3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き</p>	<p>イ 利用者負担を求められることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p> <p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を引き続き行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。</p> <p>(1) 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による施設入所利用者数の減少や年々高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用</p> <p>① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。</p> <p>3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>続き随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 整理合理化計画に基づき、のぞみの園において策定した「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと等により施設入所利用者数について、第</p>	<p>は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 整理合理化計画に基づき、のぞみの園において策定した随意契約等見直し計画の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組 重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。</p> <p>(1) 地域移行への取組 施設入所利用者の地域移行を引き続き推進すること等により、施設入所利用</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>2期中期目標終了時（平成25年3月31日）と比較して、16%縮減すること。</p> <p>(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。 特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践すること。</p> <p>(3) 今後の新たな施設入所利用者の受入 下記の①と②に特化したものとする。</p> <p>① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。</p> <p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。 なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。</p> <p>(4) 発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して、新たな事業に取り組むこと。</p> <p>(5) 平成25年4月から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支</p>	<p><u>者数について、第2期中期目標終了時（平成25年3月31日）と比較して、16%縮減する。なお、地域移行に当たっては、入所利用者一人ひとりやその保護者等家族の同意を得ることや移行先の確保等に、丁寧かつきめ細かく取組を進める。</u></p> <p>(2) 施設入所利用者の高齢化に対応した支援 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。 特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践する。</p> <p>(3) 新たに受け入れる施設入所利用者への支援</p> <p>① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者の地域での自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築する。</p> <p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の地域での自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築する。 なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図る。</p> <p>(4) 発達障害児・者への支援 発達障害児・者のニーズに的確に対応し、就学前から成人まで切れ目なく支援するために、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどを実施する。</p> <p>(5) 地域で生活する重度の障害児・者への支援</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、今後、その取組内容等や支援対象者について具体的に指示するものとする。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用ができるようその普及に取り組むこと。</p> <p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ等</p> <p>重度あるいは高齢知的障害者の地域生活支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等への自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、のぞみの園でなければ実施できないものに特化し、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。</p> <p>なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>調査・研究の基本的な方針や内容について、大学や関係機関等との連携・協力を行うことで、充実を図ること。</p>	<p>障害者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言を踏まえて、重い障害のある人たちの地域生活を支えるために福祉と医療の連携により必要なサービスを総合的に提供する事業（「高度医療を必要としない重度の障害児・者への短期入所事業等」）を実施する。</p> <p>その他、今後、国から具体的に指示があるモデル的支援事業についても取り組むこととする。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用ができるようその普及に取り組む。</p> <p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマ等の設定</p> <p>調査・研究のテーマは、重度あるいは高齢知的障害者の地域生活を支えるための福祉と医療の連携、行動障害を有するなど著しく支援が困難な者等や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等へのモデル的な支援、発達障害のある人の就学前から成人までの切れ目のない支援、その他障害者福祉行政の政策目標の実現に資する分野について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて、8テーマ程度を設定する。</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等</p> <p>① 方針・内容の協議</p> <p>各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行う。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種研究会等の活用を通して、積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。</p>	<p>② 業務の計画的・効率的な実施</p> <p>ア 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p> <p>イ 調査・研究における個人情報保護並びに倫理面に関して、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を開催し、研究内容の審査を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力</p> <p>調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と積極的に連携・協力する体制を確保し、研究を進める。</p> <p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。</p> <p>① 広報媒体の活用</p> <p>研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページ等に分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。</p> <p>また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。</p> <p>② 研修会、講演会等における発表</p> <p>のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>3 養成・研修</p> <p>障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。</p> <p>また、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。</p> <p>なお、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。</p>	<p>また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。</p> <p>3 養成・研修</p> <p>障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、のぞみの園のフィールドを活用して、実習生の受入や知的障害関係施設の若手職員等に対する研修を行うことにより、知的障害者支援業務に従事する者の専門性の向上を図る取組を行う。</p> <p>また、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供する。</p> <p>なお、<u>以下の取組を行うことにより、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容等については、テーマの継続性に留意しつつ、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</u></p> <p>(1) 養成・研修</p> <p>国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを各年度ごとにそれぞれ2回開催するとともに、受講者の満足度が毎年度平均80%以上となるように事業を実施するものとする。</p> <p>のぞみの園のフィールドを活用した大学・短大・専門学校の学生等の実習生の受入については、計画的かつ効果的な実習を提供する。</p> <p>また、国の政策課題に対応したコースを設定して、知的障害関係施設の若手職員等に対して、のぞみの園のフィールドを活用した専門性の向上を図る研修を実施する。</p> <p>なお、研修会等の場において、調査研究の成果等を発表する機会を確保する</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>4 援助・助言            重度知的障害者の地域移行、障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術等、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとする。</p> <p>また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。</p> <p>5 その他の業務            前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。</p>	<p>よう、養成・研修プログラムを工夫する。</p> <p>(2) ボランティアの機会の提供            のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを実践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p> <p>4 援助・助言            援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、のぞみの園における地域移行の取組や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。</p> <p>5 その他の業務            前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。</p> <p>(1) 診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療を行う。            また、心理外来等の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保 適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。 また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にする</p>	<p>(3) 地域の障害者に対して企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。</p> <p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保 のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。 また、その評価結果等の公表を図るとともに、のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 第三者から意見等を聴取する場の開催 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会議を原則年1回以上開催する。</p> <p>(2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p> <p>第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>こと。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施  「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の  予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。</p>	<p>別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画  別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額  1 限度額  <u>310</u>百万円</p> <p>2 想定される理由  (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。  (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するた  め。</p> <p>第5 <u>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財  産の処分に関する計画</u>    なし</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画    なし</p> <p>第7 剰余金の使途</p>

中 期 目 標	中 期 計 画						
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。</p> <p>2 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当（依願退職等）への充当</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>期末（29年度末）の常勤職員数を期首（25年度当初）の87%とする。</p> <p>(参考1)</p> <table data-bbox="1153 1141 1646 1268"> <tr> <td>職員の数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期首の常勤職員数</td> <td>223名</td> </tr> <tr> <td>期末の常勤職員数の見込み</td> <td>193名</td> </tr> </table> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額</p>	職員の数		期首の常勤職員数	223名	期末の常勤職員数の見込み	193名
職員の数							
期首の常勤職員数	223名						
期末の常勤職員数の見込み	193名						

中 期 目 標	中 期 計 画		
	中期目標期間中の人件費総額見込み <u>8, 823</u> 百万円		
	2 施設・設備に関する計画		
	施設・整備の内容	予算額（単位：百万円）	財 源
	国立重度知的障害者総合 施設のぞみの園に関する 施設・設備	<u>385</u>	施設整備費補助金
	[注] 金額については見込みである。		
	3 積立金処分に関する事項 なし		